

光トポグラフィーの施設基準に係る届出書添付書類

1 光トポグラフィーを算定するための届出等

( 1 ) 届出を行う光トポグラフィーの区分 ( 該当するものに をつけること )

抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合であって、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合

抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するものであって、 以外の場合

適合していない場合には所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定することとなる施設基準

( 2 ) 届出種別

- ・新 規 届 出 ( 実績期間 年 月 ~ 年 月 )
- ・再 度 の 届 出 ( 実績期間 年 月 ~ 年 月 )
- ・機 器 増 設 に よ る 届 出 ( 実績期間 年 月 ~ 年 月 )

( 3 ) 届出年月日 年 月 日

( 4 ) 標榜診療科名 ( 施設基準に係る標榜科名を記入すること。 )

( 5 ) 当該療法を 5 例以上実施した経験を有する常勤の精神保健指定医の氏名等 ( 2 名以上 )

診療科名	常勤の精神保健指定医の氏名	勤務時間	当該療法の経験症例数	指定番号	国立精神・神経医療研究センターが実施している研修の修了の有無 ( 1 名以上 )
		時間	例		有 ・ 無
		時間	例		有 ・ 無
		時間	例		有 ・ 無

( 6 ) 神経内科又は脳神経外科の常勤医師の氏名等

診療科名	常勤医師の氏名	勤務時間
		時間

( 7 ) 常勤の臨床検査技師の氏名等

常勤の臨床検査技師の氏名	勤務時間
	時間

( 8 ) 保守管理の計画 有 ・ 無

( 9 ) 施設共同利用率の算定

当該検査機器を使用した全患者数 \_\_\_\_\_ 名

当該検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検査を行った患者数 \_\_\_\_\_ 名

特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び検査を実施する保険医療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数 \_\_\_\_\_ 名

施設共同利用率 = ( - ) / ( - ) × 100 =  %

2 「イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合」の実績に係る要件

(1)	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	常時対応型精神科救急医療施設 身体合併症対応施設 地域搬送受入対応施設 身体合併症後方搬送対応施設	
		輪番対応型精神科救急医療施設 協力施設	
(2)	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	当該病院の時間外、休日又は深夜における入院件数	
		のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報センター、救命救急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)等からの依頼件数	
		当該病院の時間外、休日又は深夜における外来対応件数	
		のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報センター、救命救急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)等からの依頼件数(夜間、休日又は深夜以外の依頼件数も含む。)	
(3)	当該病院の常勤の精神保健指定医が、他医療機関で時間外、休日又は深夜の外来診療や、救急医療機関への診療協力(外来、当直、対診等)を行った回数	件( 4件)	
		件( 1件)	
(3)	当該病院の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診察業務等を行った回数	件( 10件)	
		件	
(3)	当該病院の常勤の精神保健指定医が、他医療機関で時間外、休日又は深夜の外来診療や、救急医療機関への診療協力(外来、当直、対診等)を行った回数	回( 6回)	
		回( 1回)	

[ 記載上の注意 ]

- 1 「1」の(2)及び(9)は、特掲施設基準通知第2の4の(2)に定める共同利用率に係るものであること。
- 2 「D236-2」の「1」脳外科手術の術前検査に使用するもののみを実施する病院は、「1」の(1)、(2)、(3)及び(9)のみを記載すること。
- 3 「1」の(5)、(6)及び(7)の職員の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 4 「1」の(5)については当該症例一覧(実施年月日、患者性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「1」の(5)の精神保健指定医について、指定番号を記載すること。また、研修を修了している場合は、修了証等の写しを添付すること。
- 6 「1」の(8)について、当該検査に用いる機器の保守管理の計画を添付すること。
- 7 「1」の(9)について
  - (1) による施設利用率が20%以上であること。
  - (2) 20%未満である場合には、それぞれの所定点数の80/100に相当する点数により算定するものであるが、当該検査を算定するにあたっては当該届出の必要はあること。
  - (3) 「D236-2」の「1」脳外科手術の術前検査に使用するものと「2」抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するものの患者数の総数によって算出する。
- 8 「イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合」を届け出る場合、当該病院又は当該病院の常勤の精神保健指定医の届出前直近1年間の実績を記載し、「2」の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。具体的には、(2)の場合、当該病院が精神科救急医療体制整備事業のいずれかの施設に該当し 又は の要件を満たし、(3)の場合、 又は の要件を満たすこと。実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。